

まちづくり条例等改正の意見を募集

中間とりまとめについて

大磯町まちづくり条例等の改正にあたり、まちづくり審議会内に、まちづくり条例等改正検討部会を設け、次の6項目について検討を行ってきました。このたび、中間とりまとめができましたので、意見を募集します。

検討項目

- 1 「自治によるまちづくり」について
- 2 条例の規制対象について
 - ・ 開発行為の一連性について
 - ・ 一件ずつ建築確認をとることについて
- 3 再開発型開発行為について
 - ・ 開発事業工事後の後の区画の再分割について
- 4 条例の手続の問題について
 - ・ 住民説明会について
 - ・ 意見書の提出期間について
 - ・ 住民の周知の内容について
 - ・ 開発事業事前協議書の受理について
- 5 助勢制度について
 - ・ 専門家の派遣制度について
 - ・ 様式の見直しについて
 - ・ 条例基準の適切性について
 - ・ 緑化率について
 - ・ 開発区域内の建築物の敷地

6 面積の最低限度について
斜面地マニションについて

「中間とりまとめ」については次のとおり縦覧します。

縦覧期間
3月1日(火)～3月31日(木)

縦覧場所
役場2階まちづくり課
役場1階と国府支所の町民情報コーナー

町ホームページに掲載
意見書の提出
郵送、FAXは本紙裏表紙を参照。
持参

いずれの場合も連絡先を明記のうえ、まちづくり課まで提出
提出期限 3月31日(木)

提出のあった意見は、今後の部会での参考にしますが、個々の意見に直接回答はしませんので、あらかじめ、ご了承ください。

問い合わせ
まちづくり課 ☎内線242

ごみ処理広域化計画

ごみ処理広域化の実現可能性調査について最終報告

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性、ごみ処理事業費の縮減など、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、市や町の枠を超えた「ごみ処理の広域化」が求められています。

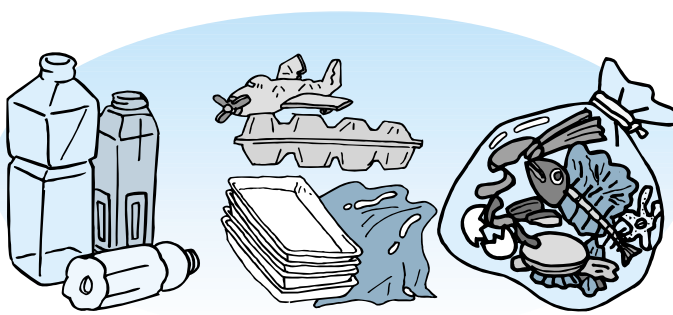
そこで、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の3市2町では、ごみ処理広域化の実現可能性調査を平成15年度・16年度の2ヶ年で行いました。調査2年目の16年度は、「湘南西ブロックの2ブロック化」、「広域化処理の基本方針」、「広域処理システム案の検討と評価」などについて検討しました。

このたび、調査結果をまとめた最終報告書が完成し、3月1日から町のホームページや情報コーナーでも閲覧できます。

また、あわせて3月1日から31日までの間、ごみ処理広域化に対する意見募集も行っています。

意見の提出は、町ホームページの「ごみ処理広域化」のページをご覧ください。詳しくは環境美化センターに問い合わせてください。

なお、提出のあった意見は、今後策定する「ごみ処理広域化実施計画」に反映する予定です。

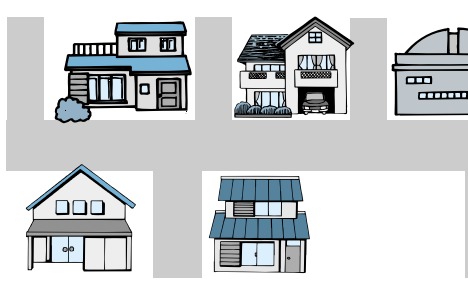


問い合わせ
環境美化センター
☎(72)4438

狭あい道路の有償金額の改訂

「狭あい道路」とは幅員が4メートル未満の狭い道のことを言います。町では、この「狭あい道路」に面して建物を建てる場合は、建築基準法に定められている4メートルの道幅を確保し、安全で住みよいまちづくりの整備を進めています。

このたび町では、後退用地の有償譲渡の金額、立木・工作物の補償基準を見直し、7月1日から金額の引き下げを予定しています。算出率等の詳細については広報・ホームページで知らせますので、理解と協力をお願いします。



問い合わせ
都市整備課 ☎内線234